

労働安全衛生法第 45 条第 3 項の規定に基づく  
車両系建設機械の定期自主検査指針の公示案に関する意見募集について

平成 25 年 5 月 17 日  
厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 45 条第 3 項において、厚生労働大臣は、同法第 1 項の規定による定期自主検査の適切かつ有効な実施を図るため必要な自主検査指針を公表するものとされており、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 167 条及び第 168 条の規定による車両系建設機械の定期自主検査については、車両系建設機械の定期自主検査指針（平成 5 年自主検査指針公示第 16 号。以下「本指針」という。）を公表しています。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 58 号）による安衛則の改正により、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機が、車両系建設機械として規定され、定期自主検査が事業者には義務付けられることに伴い、今般、本指針について所要の改正を行うことを予定しています。

つきましては、別添の改正概要に関して御意見を募集いたしますので、御意見がある場合には、下記により御提出ください。

記

1 意見公募期間

平成 25 年 5 月 17 日（金）から平成 25 年 6 月 15 日（土）まで（必着）

2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3 御意見の提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に「労働安全衛生法第 45 条第 3 項の規定に基づく車両系建設機械の定期自主検査指針の公示案に関する意見」と明記してご提出ください。電話による御意見は受け付けておりません。

(1) 電子政府の総合窓口 (e-Gov) 意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行っ

てください。

(2) 郵送の場合

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課あて

(3) F A Xの場合

F A X 番号：03-3502-1598  
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課あて

4 御意見の提出上の注意

御意見は日本語に限ります。個人の場合は氏名、住所、連絡先及び所属を、法人の場合は法人名、所在地及び連絡先を、それぞれ記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用する場合があります。）。また、提出していただいた御意見については、氏名、住所及び連絡先を除き、原則として公表させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

御意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねます。